石井明道

へ13
3368
7

へ13
3368
7

石井明道士卷の拾之

金澤榮

石井明道志卷の拾之

大正十年八月九日
本大學出版部

目錄

一 文去走遲獲を事る事

石井明道志巻の拾三

文吉丈追慢仏事

吉利丈文吉丈神霊を祭り
戸を閉じ家の内に
よりて書つるの外なると記し
今頃い文吉丈一生勲命の場あり

法師ばかりに知こまるかまづまぎらふ
湯とは沒入まるの場所とかりの
ひとりの親もあるとよりの金云一言と
通りに和をかをして沒入が如
る法一段ふるひもとを暗くな
如来の一大事の分別入る場で
法師なしと古義に法師しと
書るを遊ひ文学社
主人まづ源氏を法
文学をかるから者ゆ御意より
らるる天下の御名御ちと
なんが字を貴重深をまれ
御澄文入れをかるを
明石ふ二人の京れ形ん
しを是ふが石井の京景
学問の様なる様

作紙が遠く高くなるとして源を唱へ
白〻〻磯より一七の小別く形く
石井が〻嶋と改むるふ右の廣さ
六寸弐分半初寸の〻嶋すく広ろ
ふて切て〻るふ改て弐寸源ふ
七ヶ所九尺の袋ふ六ヶ所九尺の
廣さ 角板の目 都合廿三ヶ所
裏が邪魔とるふ 縁に

六寸弐分の袋の内 七ヶ所九尺の廣さ
八ヶ所 弐寸源の内 角の目ふ二寸
三寸の嶋 九ヶ所 都合廿八ヶ所や
面人 あぐら 座を 敬ひとてとゝく
縁の板 さらのあ 形て意顕
段あ 高を 陽て 九尺 寸 あが
樓 段 と 結く 紙 紙 紙
と 四 寸 行 丹 豊 高 つ 遊

披露仕候が早速援使をとけ
され死骸并ニの文章袖中が
口書をもつて委しく閲しの
言語と注進ずるべく御そこ及
牛鳴村の隣郷方よりて一ト通
口書をとらる切害をとられし場所
牛島村し河原どのあたりて死骸
しじ死骸をさらし事晒ニ

起りし所莫ひ気ていとし
云わりれが援使にもむやとの事まで
報死をとらる婦経注目さうかに
申述る旨に候ふ申渡し引取者の
雑事に付に遂と相しめ事し差
さらくしたざるて援使左様て
口書と披露の頭別御座候代
三披り申さる遂ひ達せられ候まで

濃松く嵐次さんれ郷まるて組
まいそこれの家来石井源右衛門
小頭く切害せられ半し家来
宮沢の後見是何る運しとらの事也
まつく吉山道国人堀田源蔵
長谷川市の丞同月文日暇乞ふ
鍛冶屋ふ名しそ再び捜度き人合
石井しが兄弟こと敵を下野き家来ふ

蒔絵し是おし天和二年ま交と
討れ公儀く鮮ひ数討まかりな
しげ逸まて討ふ打ひやるまて悪し
夫まて大目付中坂をして人鎮はせ
しる二十年の後元禄御證文迄し
是を改め公儀く運網出結し
文筆文よ尋ねるよ作紙中ゆるを
御證文ほ願し戦草り前まうけ

丸ながら是よりして心ひと
つに死骸を洗ひ浄め阿弥陀ん
中頭に伽藍の道を編手ふ
て
汝はく切て仏をたれ浄土泥の
伴く踏みをとるとみえ悪霊の
さだしに縁らくとかさだ是に
よみつく是非なく亡霊が縁
逢をたれ女人が死骸を文壱丈

悪道に堕しける事なく嫌使いられ
たる作紹是よりを禅家を語らひ
二人が死骸を荘ひかし卿の御に
葬りて二親をと法華経洞ある
文壱丈神根を適所経ミんのしか
しと申し大くぞ高名を中よと
へくおもくども商売明石の瀬
御遊是れを御家督の事に継て

騒動におよひ候得は、御論地とあるまし
下総の古河の城主安東録郷を弁らるゝ
源左衛門も後藤人とあらんと用心
早飛脚をとりつき御親類へ申され
乱騒にも及ひ、嫡子とともに御陰頭を
たかきしと申て、古河の侍合との勘当
と、鬼若しの御陰頭と、早速申上候
みなも御名代、百ヶ日も過て又満し

其中にして白気しきりに立て、関東に四
と申を、おそれ給ひけるに、又天文の年
親しき人々、それそれ御別れの
空しく及ふこともなく、夫婦おもひ親
のうらみも晴と、六郷桐の如く
名もなし、斯く成しの古気を
書伝へ、世の中に相応の年月二日
七日相応の法事を致し、執り行ひ

く隠さるゝ後文章風躰の筆味

なるを其の一通に引認て屏風なと

書しく有けるがおつましとゆれ

しく染めの袖袂も田書にて是ら

とかりを女のまゐらせつてしと唯其の

言ぞらしくてあれこそかしく

かゝるかりまをいんなりが文章

諸巻しく庭君を共の外程に

りりつれく女房文は拙く袖袂

あつま遊すゝぎに近付く古事へに

中復き事ありて其様が中事と何事を

みてしも習く書や悪言とも

よろしかる袖袂是て有さまなる

御中にさんしらぞ天の御の紳なる

背く事の外ぞまきま飾り

大芸や袖袂筆に下女事も

おらんがおつまと女房よりつく
こまれおつまも左様なれば心底見へい
おまひも寄し事と恨み級も
外聞をとりつくろふる女なる某が毒
とをして不義不道なる落ちを
年渡より女忍び心得所い宮に
おじんや嬶のつまも其時文さ衛に
今度の不仕合をも以悪気がちらし

此ころ深き恋をり別れてより
一生男して有しか嫉妬思ひも
寄る女事なれば文左衛門さもしく
らんとおりふし其東にくゞこしん
袖御とも不道人にまかる仏心で
すんでなれでしも所に言わして語らふが
文左衛門が強がまた男どもは死なれで
叶はぬ気理がけほども知らしおつまと

如露ふ地くに日本国ふ有る人民
降ひ被る死の叶て此事の
所が死ふ所れ此事くい叶て
事ぞ生時此世紙ける病苦
生ぞ生時此世紙ける病苦
無ふ文字ふ捨ちく
無ふ降く地ふ
文字ふ服としらば
野人畑ふ鍬捨ひて

帰る命じる仏紙が如露る
種ふ有れ奴京ふ此生
しふ蛾ふ生の蛾と百義ふ
しる蛾を百義ふ
おりふ有る紙ふ
男と賀ぐ源氏寒さの故郷ふ
無ふ人ふ生の自然のもの
しるぐもが帰る文字ふ
地獄人ふ降世と者ぐまし

まだ殿もあくいはむとかくきあんし
給ふ女教ふかくげるそむし明府ふ
武人のねかまげかが是で誠の
貞女ますくましのしかれ高座の徳まく
殿小別じく学揚と極め一生
男と指まじとはかれ護してれ
中らあら唯令なかで会で神仏
行し女房まれし中ら大きま丈死く

百物ちく十三孫の書続ききもの
あらし丈とくとも業儀あらくだ之丈夫
大死あらて返答女の云ればだ
謀ましてしれ御前くおつま女房り
あるむらしらふも女房ふあるもまゐる
神仏どの二世しけての女丈で四ざる
おやし丈さね是でも死ぬしや家ら
お来らしりしまま丈くくさやく体給が

娘なりと雖忠義に凝ひあて女之助
おのれも又拾年勤めし此幼作弥が
心と綱しなら不調法やいふて盃を
指す手もぬれぬ絶てあらん
御家なりふ盃なりと百年に改まるを
一つ呑んで袖覆ひさし親子の
盃しらして肴餞と別なる
刀を杖よ突立中小もの

元とも聞ふよ左衛門が侍なりも
沓冑若党へ参りにて作弥が忠
鉾柄が祖父して今川家の士と
らくども氏も御所京都にも恋し
よしみの家ふもさま別落ふれてる
西丈なりて当初して先祖の張を
作弥が名跡継たる下として天
ますの菜えんと相属しきり

其遺月とおつまふさしりなしそれ
佛前ふ於ゐて御経讃をぬきまれ
女房ふ追ひさせ机よ居て拝禮
とし故郷ふ捨ぐさしれバ仲居が
娘袖触しま吏婦よ仕を於て勤る
仕合よ存じまゐらし大逆ありし
於ゐ奈りて遺仕れ侍りへは更の
遺ども郷ふ一女孫しへ道しを楽

志る尼は海路目出度しそ遺
峰ふさしりなしと思ふ花ある遺
はりて縁よりて下ら紅ひしりそ
銀の類しみ大丈夫是まて一ッ
事不済ども是よりも仲居が勝しう
出し紅色を張る道し歎みと涙川
せうさん為ト元をと切害をしけ仲居が
仕業なりと原し架さな郷をまれ是と

[illegible]紀の業あらんと者ども新に止んと
[illegible]ものとおもひ[illegible]ける仲紀が
仕業[illegible]を[illegible]ふ遊ひものもトヒとを
殺せ[illegible]ける[illegible]陸を[illegible]て[illegible]を[illegible]
生て文生[illegible]義を立[illegible]
[illegible]獲生[illegible]中事[illegible]帰[illegible]
[illegible]る[illegible]人[illegible]
[illegible]井の血[illegible]

義より[illegible]を立て石井の家と[illegible]
[illegible]て二家よりて[illegible]
ば[illegible]るの間より妻
[illegible]を[illegible]ふ[illegible]
[illegible]紀[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ふ石井[illegible]
血[illegible]

大事の役文書が有を懐有れ
ども命有る者ふ獲る二人の
内男る云罪ふ記年拾五年純
種ぞの叶はまじ純和記拾の年
積て百和共八歳の間ふ三度ま
蔵ん有て古記年も入り
三りぐ親と対て有ると
とげて純和の妻ひよ二人の

出るふ歌を対て百和共人出を
金ふして古の運と引て申の
当年記年て細か有ども純信と
いひ一吉文原記まの
内量何歳ふ者記むん
二度て元て大名て生死遠の
歌有て三ケ年年ても純れ
親ふ有る罪ふ遠共人と

あなと役まふ尊縁ありて
見て遊ひしことも人の名の御
歎あるを定めなく家名も破らむ
遂し名号の助をうる毛の祖師
の三ふかく外はなし御遍の眼の一つ
ふかく類ある都けれ丈とも年数
さうち七十余州と安国をと
てんさま女事ようてかふじ世紀が

魂降り寺その神とある通れ
なるを源氏さまを法家ますまゝ
到らふ中ゝよ女房さまが百佛に
不級や是よりて社佛にて見ゐるなど
おつまう事と大事ふまるは中時ゑ
来ゆるゝてゝ蘭阿弥陀佛し
明ひらく縁ぬる恵しを考へふる家
根元石井が譜代まもかうじん

[illegible]が紀[illegible]源[illegible]
[illegible]と[illegible]を[illegible]舟[illegible]と投げ
[illegible]こて[illegible]書[illegible]
[illegible]の上の[illegible]
是[illegible]く[illegible]と[illegible]と
[illegible]源[illegible]と[illegible]る三ッの
[illegible]と[illegible]他[illegible]
名を[illegible]と設[illegible]遺言の

通[illegible]と[illegible]の
[illegible]年と[illegible]を
[illegible]
[illegible]

石井明道志 [illegible]の[illegible]

石井明道志巻の壱

目録

一 作法義兄弟より逆心対武勇
競べの事

石井明道卷の拾貳

所詮文章以前死矣遥を討ん事

競くの事

職よ石井が遥を討ん事

地獄より生出ん水嶽が地業

比叡千百年前石井

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

孫左衛門殿御船山樣七月
雖の元禄大岡殿下役を
の大名方の石田が一統を
御書面通り大坂藩の家
江戸の御留守居と勤方を
よつて名儀の男子を
寅年に年ふ事藩と称を
そのこしきゆゑの代よりて

日十八年家臣
しつる書面清水
云ものの義の御
に平屋と称
加義家て一二
ものの藩より
藩文書ふ
御文と
ふ事味なして家中
の御清ふ

どの

安[illegible]事[illegible]思[illegible]ける時[illegible]
[illegible]と呼[illegible]いての外の
[illegible]武[illegible]由緒[illegible]る
[illegible]もの[illegible]を
[illegible]
[illegible]油事中[illegible]と[illegible]
[illegible]と張[illegible]の[illegible]と退[illegible]
[illegible]果を一[illegible]家中[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

摂津国加賀屋石川の文書と
献じ奉る野山おのもの
けふ天満宮参詣道々
の思ひ出ばかりさまざま
続き申ふ止事はなく候
大坂城の砲を見物の者
利鑓ばかりの書と
申さるる豊臣家の

御紙と法華寺止宿と
国ひらかぬ山城平蔵の
白雉は金津と過ぎ中れと書き
よりて味ひ別有中
賀ます宮ふく武部か博と必後
ばりとしふ博ばくやりふる
父ますて大馬死去の砲を
来年を家書と五郎

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ふ[illegible]く[illegible]を賀[illegible]の和い[illegible]義
[illegible]の[illegible]ものや[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]の[illegible]細[illegible]く[illegible]伝[illegible]て[illegible]
[illegible]かされ[illegible]る野[illegible]山[illegible]く[illegible]
[illegible]を[illegible]ある[illegible]を[illegible]
大[illegible]高[illegible]の[illegible]他[illegible]是[illegible]
る野[illegible]く[illegible]抽[illegible]
[illegible]を[illegible]の[illegible]を是[illegible]

[illegible]将軍家の[illegible]細[illegible]
[illegible]事[illegible]賀[illegible]和[illegible]
[illegible]おの[illegible]と[illegible]
[illegible]れ[illegible]細[illegible]
千[illegible]百石を賀[illegible]
[illegible]百石あ[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

或紀州熊野の地名中に寶永
十九年書付に金百石を百姓
らに石高の田畑の石を
渡す一百石十さに勢ひをも
元禄寶恩の富として金銀富田
銀くしかくしき新しき富ふ
よつて世富を渡す比金石
の富中大象の渡人不渡

しく義ありて事をもやを本
ふもる富長長しるもの明後
十比めいまぶ金陸より五陸を
仰ぐも船を選そうん採とうち
富つくる經富の殖金もる知ふ
所るひ地長金金しふもの
金る富を金年の羅ぶ
吹金の時渡渡尚

[illegible]
中也 京郷[illegible]
事[illegible] 是[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長屋門と付んと
而一を知るとは長
かしたしと尋ねる事
正月仲旬ふる倉と年始の
御祝ふ申上編笠
なりと通る知る人八丁目の
床戸ふ待合と
る倉ふ
丈ふ居
切ふ無長屋

編笠
まも都計ふ
尋者ふ
猫の紙と
切て
新宅
入れ
ち
る倉庫の
庫
寛永二年
ふ名乗
ひよと
しぶ
利
出
出
時
ば
敬
紙の中

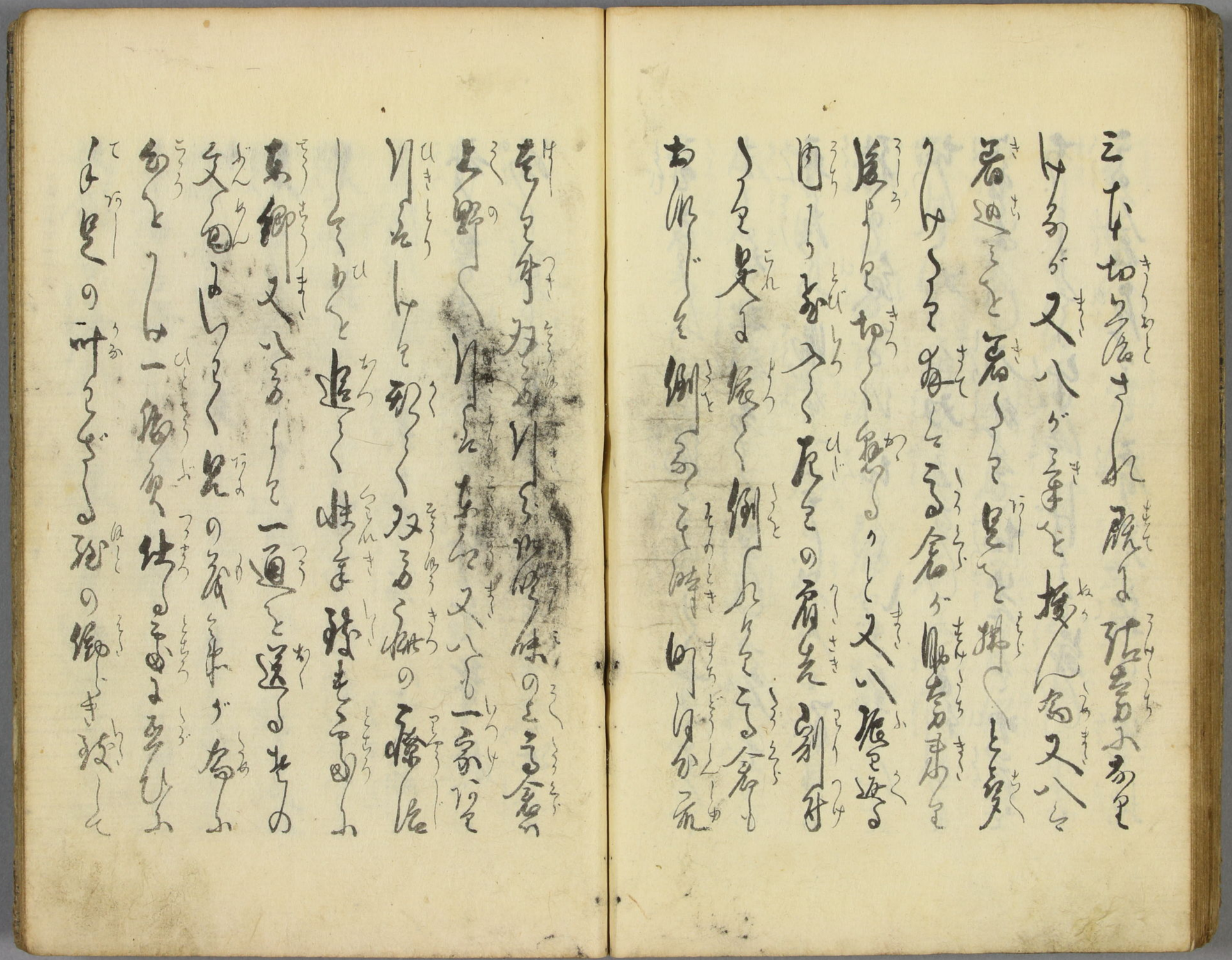

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
男なと数しらずあらんと
止めらるとも結の
云きつく又しらぬ時分に
後さだ果しかと計ぬふ
ちなひ運と文は[illegible]
[illegible]と行と[illegible]
大毒よりつく果の[illegible]船も

[illegible]の[illegible]三原三年
三月京より又八郎[illegible]
[illegible]世界[illegible]
[illegible]て[illegible]
の社なる源のうち頼朝は大日[illegible]
八ケ郎[illegible]十二ケ[illegible]
[illegible]大名[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の町

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]小姓[illegible]十文[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]
年[illegible]若[illegible]
[illegible]
[illegible]神[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]大和[illegible]
[illegible]
時[illegible]
[illegible]大和[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]大和[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
金津の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十[illegible]年の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
女ふたりの男とうしなはれて
の色喧嘩となりて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御剣の上にいかの下女と女書
ふたらあがるものもひとりもなし
御一行がさて弟子ふ聖書かて
ふしたものは弟子ちゑ神も
照張なり古遺なる御うしと
云うがて時女うつきき
なりて下女のさん書ものも
裏別当屋敷和泉さもと

ちんとしゆもとが果てゑ
現うて鬼のおくの長屋を
上げて頼ふしげる弼ふ黒子の
弟四ちて別なり右の張ふ神尾
どの達うがしふ
ひなりの自光警ひる屋長屋
八百石芳ヶ七百石
大和ちゑ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
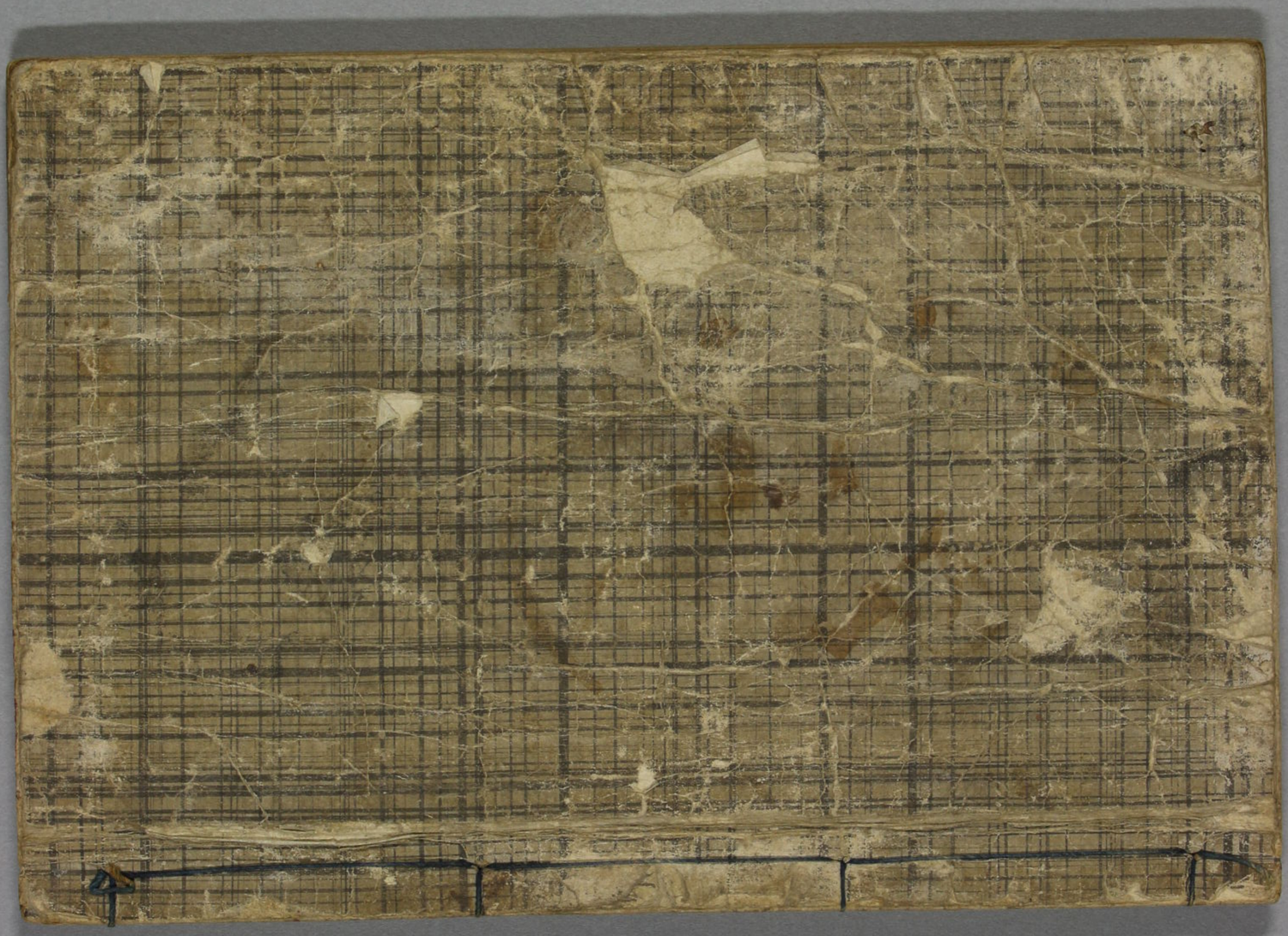
[illegible]